全事研使用表記について

全事研が外部へ出す資料については、下記に準じて表記をする。

記

以下の文書等の内容に沿って表記をすることを原則とする。

○公用文作成の考え方(建議)(付)「公用文作成の考え方(文化審議会建議)」解説 (令和4年1月7日 文化審議会) Ⅰ 表記の原則

93651301_01.pdf

○文部科学省 用字用語例 (平成23年3月 (平成29年4月一部改訂))

Taro-【差し替え_文化庁・文情室共有】用字用語例 290420

あくまで原則であり、特別な意図や事情がある場合にはこの限りではない。 また、次の言葉については、例外的に下の表記を原則とする。

- こども → 子ども
- · 学校事務職員 → 事務職員

上記については、令和7年9月19日より適用する。